

Title	祓論ノート：平安京大祓の場の分析
Sub Title	Notes on 'Oharai (the national ritual of purification)' : an analysis of the topology of Oharai in Heian-kyo
Author	山本, 幸司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.特別号-II (1990. 3) ,p.203- 222
JaLC DOI	10.14991/001.19900302-0203
Abstract	
Notes	中村勝己教授退任記念論文集：東洋および日本経済史・思想史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900302-0203

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

祓論ノート——平安京大祓の場の分析

山本幸司

大祓は穢を除去するための儀礼である祓の中でも、とりわけ祭事その他の行事に際して行われる国家的な儀礼である。

古代国家に於いて定期的に行われる恒例の大祓としては、6月・12月の晦日の大祓があるが、それ以外にも臨時の大祓が、年に数回行われるのが普通であった。通説によれば大祓の史料上の初見は、『日本書紀』676（天武天皇5）年8月16日の「詔して曰はく、＜四方に大解除せむ。用るむ物は、国別に国造輸せ。祓柱は馬一匹・布一常。以外は郡司。各刀一口・鹿皮一張・鑿一口・刀子一口・鎌一口・矢一具・稻一束。且戸毎に、麻一條＞とのたまふ。」とある記事だとされている。

本稿では、この大祓の行われる場所の種類・変遷・場の使い分けについて検討する。大祓の検討は、本来は一般的に祓という儀礼そのもの、及び穢の観念についての検討と切り離しては不可能なのだが、限られた紙数の中でこの問題を包括的に論じることはできないので、前者に関しては後日、別の場所で改めて論じることとし、後者については、取り敢えず筆者の旧稿「貴族社会に於ける穢⁽¹⁾と秩序」を参照していただきたい。

また大祓の場の問題は、内裏・大内裏の構造の問題と不可分の関係を持つものであるから、考察に当っては、大略して、平城京の成立以前、平城・長岡京、平安京の三段階に分けて検討してみたい。検討の史料としては、平城京以前はともかくとして、平安京段階、それも後期になればなるほど日記・記録類が多くなるので、そのすべてに当る余裕がないため、六国史および大日本史料の第1～3編を中心とし、それに補足的に『百鍊抄』『日本紀略』『本朝世紀』あるいはその他の日記類を用いることとした⁽²⁾。それによる脱漏は年数の点でも決して少ないとはいえないが、巨視的な傾向を見るためには、大きな誤りを生じる結果にはならないと考える。

検討の対象としては厳密を期するために、『日本書紀』を除いては、あくまでも「大祓」の語が史料上で用いられているものに限定し、内容上、大祓を意味すると思われる場合でも、明確にこの語が用いられていない史料はあえて除外している。また大祓の施行の場に関しても、史料上で明示されていない限りは、たとえどこで行われたかが推測され得る場合でも、除外した。

注（1）『日本史研究』287号。

（2）六国史中の『統日本紀』以降を対象として、大祓の事例を抽出し、その事由を検討した仕事として、すでに岡田重精『古代の齋忌』（国書刊行会、1982）第4章第3節がある。大祓を問題とする際の岡田氏の基本的な視点には、筆者としても異論はないが、事由の分類ならびに解釈の方法論に関しては、一考の余地があると思う。但し、本稿ではその点にまで論及する余裕がないので、言及を避けたい。

(1) 平城京成立以前

先に挙げた天武天皇5年8月16日の記事の他に、以下のような記事が伝えられている。

678年〔天武天皇7年春〕 是の春に、天神地祇を祀らむとして、天下悉に祓禊す。

681年〔天武天皇10年7月30日〕 天下に令して、悉に大解除せしむ。(早害・飢饉のためか)

686年〔天武天皇、朱鳥元年7月3日〕 諸国に詔して大解除す。(天皇の病気のためか)

698年〔文武天皇2年11月7日〕 使を諸国に遣わして大祓せしむ。(大嘗のためか)

702年〔大宝2年12月30日〕 大祓を廃せしむ。但し東西の文部の解除すること常の如し。

707年〔慶雲4年2月6日〕 諸国の疫に因て、使を遣わして大祓せしむ。

これらの史料に示されている大祓の行われた理由は、推定も含めば、以下のようになる。

- ① 天神地祇の祭祀のため。
- ② 大嘗のため。
- ③ 疫病のため。
- ④ 早害・飢饉のため。
- ⑤ 天皇の病気のため。

いずれにせよ事例が少ないので、何のために大祓が行われたかを論じるには不十分ではあるが、上に挙げたような諸理由は、少ないながらもすでにこの時期に、後に平安期にまで続くような大祓の基本的な類型が出現していることを示しているものと見ることができる。

他方、大祓が挙行される場に関しては、いずれも「天下悉」「諸国」などとあるのみで、天皇の居所を中心とする“宮域”においても行われたに違いないと推測されるにもかかわらず、宮域のどこか特定の場所で行われたものか否かは不明とするほかない。

(2) 平城京・長岡京

710年(和銅3)3月10日の平城京への遷都から、784年(延暦3)11月11日の長岡京への遷都を経て、794年(延暦13)10月22日の平安遷都までの期間については、六国史の中に、以下のような史料が残されている。

721年〔養老5年7月4日〕 初めて文武の百官をして妻女姉妹を率いて6月・12月の晦の大祓の処に会せしむ。

729年〔天平元年2月18日〕 是の日、百官大祓。(長屋王の変に関連するか)

758年〔天平宝字2年8月16日〕 使を遣わして天下の諸国に大祓せしむ。大嘗を行わんと欲するが故也。

770年〔宝亀元年9月22日〕 是の日、京師及び天下の諸国大祓す。(服期を停めて、天下を吉に従わしむという、23日の記事と関連あるか)

774年〔宝亀5年8月3日〕 使を遣わして天下の諸国を祓浄めしむ。斎内親王まさに伊勢に向わんとするを以て也。

775年〔宝亀6年8月30日〕大祓す。伊勢美濃等の国、風雨の災あるを以て也。

776年〔宝亀7年5月29日〕大祓す。災変しばしば現わるを以て也。

776年〔宝亀7年6月18日〕京師及び畿内の諸国に大祓す。黒毛の馬を丹生川上の神に奉る。旱すれば也。

777年〔宝亀8年3月19日〕大祓す。宮中頻りに妖佐有るがため也。

778年〔宝亀9年3月27日〕大祓す。使を遣わして幣を伊勢の太神宮及び天下の諸神に奉らしむ。皇太子、平ならざるを以て也。

782年〔延暦元年正月30日〕大祓す。百官素服を積かず。(前年12月23日の光仁太上天皇の死没と関連するか)

784年〔延暦3年12月6日〕使を畿内七道に遣わして、大祓して幣を天神地祇に奉る。

790年〔延暦9年正月30日〕百官服を積きて吉に従う。是の日、大祓す。(前年12月28日の桓武母、高野新笠の死没と関連するか)

790年〔延暦9年閏3月30日〕百官服を積きて大祓す。(同年閏3月10日の、桓武皇后の藤原乙牟漏の死没と関連するか)

以上の史料を、やはり推定を含めて理由別に分類すると次のようになる。なお、これ以降すべて、理由の下の()内は記録の例数である。

- ① 六月十二月晦日の大祓(1)
- ② 斎内親王、伊勢に向かう(1)
- ③ 大嘗を行うため(1)
- ④ 百官、素服を脱いで吉服を着ける(5)
- ⑤ 風雨の災い・旱害などの災変、あるいは宮中の怪異などのため(4)
- ⑥ 皇太子の病気により、伊勢大神宮及び天下諸神に幣を奉らしむ(1)
- ⑦ 謀反事件(1)

次に大祓の挙行される場としては、明示されているのは、「天下諸国」「京師及び畿内諸国」「畿内七道」などで、やはり宮域周辺に於ける大祓の場が、どこかに特定されていたかどうかは不明であり、ただ養老5年7月4日の記事が、6月12月晦日の大祓に関してはすでに何らかの場所が特定されていたことを暗示しているのみである。

平城京における大祓については、こうした文献史料の他に、考古学的史料による接近の試みがすでに金子裕之氏によってなされて⁽³⁾おり、画期的な重要性を持つものだが、それに従えばすでに平安京の大祓に近い形での場の特定化が見られるようである。しかし出土遺物による推定を文献史料の立場から解釈するについては、慎重を期すべきだと考えるので、ここでは単に紹介しておくに留めたい。

注(3) 金子裕之「平城京と祭場」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集<共同研究古代の祭祀と信仰>。

表1 平安期に於ける大祓の場一覧

西 曆	朱雀門	建礼門	八省院	諸国	そ の 他
799.	7. 28			*	
841.	5. 27	*			
843.	7. 30	*			
850.	4. 4			*	
850.	5. 2		*		
	4. 6	*			
	7. 9		*		
	8. 5		*		
	9. 26		*		
851.	8. 30	*			
	10. 30	*			
	11. 29	*			
852.	8. 24		*		
	8. 30	*			
856.	11. 23				*新成殿前
857.	10. 29				*冷然院南大庭
858.	4. 10				*冷然院南路
	5. 29				*南大庭
858.	9. 14			*	
858.	9. 16	*			
	10. 8		*		
	10. 30	*			
859.	1. 10		*		
	2. 30	*			
	4. 21	*			
	6. 29	*			
	7. 13	*			
	8. 29	*			
	9. 10	*			
	9. 30		*		
	10. 12	*			
	11. 30	*			
	12. 30	*			
860.	6. 29	*			
	8. 24	*			
	12. 30	*			
861.	6. 9	*			
	6. 29	*			
	8. 18	*			
	8. 29	*			
862.	6. 10	*			
	11. 20	*			
863.	1. 27	*			*御在所
	2. 2	*			
	4. 10	*			
閏	6. 29	*			
	9. 10	*			
	10. 30	*			
865.	3. 29	*			
	6. 30	*			
	7. 29	*			
	12. 30	*			
866. 閏	3. 22				*会昌門前
	4. 11	*			
	4. 21	*			
	6. 11	*			

6. 18	*	*		
6. 29	*	*		
7. 2	*	*		
9. 29	*	*		
11. 21	*	*		
867.	4. 10	*		
	5. 29	*		
	10. 7	*		
	12. 30	*		
868.	2. 13	*		*会昌門前
	9. 7	*		
869.	12. 30	*		
870.	9. 7	*		
	9. 11	*		
	12. 29	*		
871.	11. 29	*		
	12. 30	*		
872.	1. 20	*		
	2. 30	*		
	9. 11	*		
	9. 30	*		
873.	2. 29	*		
874.	1. 29	*		
	9. 10	*		
	11. 16	*		
	12. 11	*		
875.	2. 29	*		
	6. 29	*		
	12. 11	*		
	12. 29	*		
876.	2. 7	*		
	4. 20	*		
	6. 11	*		
	9. 11	*		
	12. 29	*		
877.	10. 30	*		
	11. 16	*		
	11. 29	*		
878.	8. 26	*		
	9. 11	*		
	12. 29	*		
879.	9. 8	*		
880.	6. 30	*		
	9. 11	*		
881.	2. 3	*		
882.	4. 22	*		
	6. 29	*		
883.	8. 22	*		
	11. 16	*		
	12. 11	*		
	12. 30	*		
884.	2. 18	*		
	6. 29	*		
	8. 16	*		*
	8. 29	*		
	12. 30	*		
885.	4. 10	*		
	6. 29	*		
	9. 16	*		
	12. 30	*		

表 2 A 五畿内七道諸国等に於ける大祓の日時と理由

西暦	和 暦	月	日	祓 の 場	理 由	
676	天武天皇	5	8	四方	四方に大解除せむ（旱害と関係あるか）	
678	天武天皇	7		天下悉	天神地祇を祀らむとして	
681	天武天皇	10	7	天下悉		
686	朱鳥	1	7	諸国	（天皇の病気のためか）	
698	文武天皇	2	11	7	諸国に使いを遣わす	
707	慶雲	4	2	6	諸国に使いを遣わす	諸国の疫による
758	天平宝字	2	8	16	天下諸国に使を派す	大嘗を行わんと欲するがゆえ
770	宝亀	1	9	22	京師及び天下諸国	
774	宝亀	5	8	3	天下諸国	斎内親王、伊勢に向かわんとするを以てなり
776	宝亀	7	6	18	京師及び畿内諸国	早すればなり
782	延暦	1	7	29	諸国	祓の使い到るを待ちて国内を祓潔め、然る後に服を掛け
784	延暦	3	12	6	畿内七道	幣を天神地祇に奉る
799	延暦	18	7	28	畿内七道諸国	斎内親王まさに伊勢に入らんとするを以てなり
850	嘉祥	3	4	4	五畿内七道諸国	凶服を除かんがためなり
858	天安	2	9	14	左右京・五畿七道	服を積かんとするを以てなり
884	元慶	8	8	16	左右京五畿七道諸国	11月の大嘗会のため、大中臣氏人を諸国に分遣し解除す
887	仁和	3	9	15	五畿七道	凶服を除かんがため
897	寛平	9	8	28	五畿七道諸国	11月、大嘗会を行うため
938	天慶	1	9	12	五畿七道	斎王伊勢に向かうべきによって、解除官符を給う

内の特定の場所が明示されない代わりに、全国的に大祓が舉行されたことが記録されているにもかかわらず、この(3)の時期に入ると全く逆の現象が現れ、ほとんどの史料が、朱雀門・建礼門・八省院等、大内裏内の特定の場を大祓の場として挙げるようになる反面、全国的な大祓の舉行に関する記録は極めて少なくなる。

すなわち表中にある通り、平安京に入ってから、「畿内七道諸国」「五畿内七道諸国」「左右京・五畿七道」といった祭祀の場が記録されているのは、799・850・858・884・887・897・938の各年のわずか7回に過ぎない。

この7例の大祓の目的は大別して、

- ① 斎内親王、伊勢に入らんとす（2）
- ② 大嘗会のため（2）
- ③ 凶服除くため（3）

となる。

次に表 2 B の朱雀門の場合だが、朱雀門が大祓の場として史料上に登場する初見は、841年である。

しかし本来、『延喜式』の規定によれば、〈卷一神祇一〉に「六月晦日大祓十二月准此（中略）右晦日申時以前。親王以下百官会集朱雀門。卜部読祝詞。」とあるのを初めとして、宮城内に於ける大祓の場が、朱雀門以外に具体的に言及されているのは、唯一〈卷四十二 左右京職・東西市〉に「凡踐祚大嘗大祓所。須。……官人率坊令坊長姓於羅城外。東西相对分列。」とあるのみで、そ

表 2 B 朱雀門に於ける大祓の日時と理由

西 曆	和 曆	月	日	理 由
841	承和 8	5	27	後太上天皇（淳和）の服を除かんがため
843	承和 10	7	30	初めて吉礼に就く
850	嘉祥 3	4	6	帝，公除，百官吉服
851	仁寿 1	8	30	大嘗祭のため
		10	30	
		11	29	解斎
852	仁寿 2	8	30	伊勢齋内親王，太神宮に参らんとす
858	天安 2	9	16	今上，公除，百官吉服
859	貞観 1	6	29	例也
		8	29	心喪礼終わり，初めて常儀に従うを以て
		9	10	大嘗会の事を行わんがため
		10	12	伊勢・賀茂齋内親王を定めるを以て
		11	30	大嘗祭，解斎なり
		12	30	常儀の如し
860	貞観 2	6	29	常の如し
		12	30	常の如し
861	貞観 3	6	29	常の如し
		8	29	伊勢齋内親王，9月1日を以て太神宮に入らんとす
863	貞観 5	1	27	災疫を攘わんとす（咳病か）
		2	2	死穢に触れるの人，禁中に入るを以て
863	貞観 5	閏 6	29	常の如し
865	貞観 7	6	30	例也
		12	30	常儀の如し
866	貞観 8	6	29	常の如し
		9	29	罪人を配流するを以て
867	貞観 9	5	29	月次・神今食のため。宮城京邑病苦死喪者多きがゆえ
		12	30	常の如し
869	貞観 11	12	30	常の如し
870	貞観 12	12	29	常の如し
871	貞観 13	12	30	常の如し
875	貞観 17	6	29	例なり
		12	29	例なり
876	貞観 18	12	29	旧儀の如し
877	元慶 1	10	30	大嘗会に供奉せんと欲するがゆえ
		11	29	大嘗祭解斎なり
878	元慶 2	12	29	常の如し
879	元慶 3	9	8	明日，伊勢齋内親王進発すべきを以て
880	元慶 4	6	30	
882	元慶 6	4	22	死穢により諸祭停止のため臨時大祓。但し建礼門の代用
		6	29	
883	元慶 7	12	30	常の如し
884	元慶 8	6	29	
		8	29	大嘗会を修すべきを以て
		12	30	
885	仁和 1	6	29	例なり
		12	30	常の如し
886	仁和 2	6	29	常の如し
		8	29	齋内親王，来月伊勢太神宮に入るべきを以て
887	仁和 3	6	29	常の如し
888	仁和 4	8	29	明日吉に就くため
897	寛平 9	5	22	

西 曆	和 曆	月	日	理 由
			8 29	
901	昌泰 4	閏 6	29	
906	延喜 6	2	1	穢により諸祭停止によって
915	延喜 15	10	16	砲瘡を除かんがため
931	承平 1	9	30	諒闇終わるによって
938	天慶 1	9	12	斎王、来15日伊勢へ向かうがゆえ
945	天慶 8	12	30	例の如し
947	天曆 1	8	15	砲瘡を攘わんがため
949	天曆 3	9	7	斎宮、群行によって
957	天徳 1	8	29	斎宮、群行によって
968	安和 1	5	27	諒闇(終わるか)によって
			6 29	恒例
			8 29	大嘗会によって
970	天禄 1	9	22	大嘗会によって
974	天延 2	8	28	砲瘡を除かんがため
975	天延 3	3	5	伊勢斎王卜定によって
985	寛和 1	閏 8	30	大嘗会によって
			9 29	大嘗会によって
			10 30	大嘗会によって
989	永祚 1	6	29	
			8 25	
991	正曆 2	6	30	
992	正曆 3	2	24	諒闇終わるによって
993	正曆 4	8	21	天変ならびに砲瘡によって
994	正曆 5	4	10	疾疫を消さんがため
998	長徳 4	7	5	除疫のため
1001	長保 3	4	12	疾疫を攘うによって
1002	長保 4	6	29	
			12 24	諒闇終わるによって
1011	寛弘 8	9	6	大嘗会によって
			9 29	大嘗会によって
			10 28	大嘗会を停むによって
1012	長和 1	8	30	大嘗会によって
			10 12	諒闇終わるによって
1014	長和 3	8	30	斎王群行によって
1016	長和 5	2	24	
			6 5	大嘗会によって
			11 30	大嘗会によって
1018	寛仁 2	6	29	
			12 30	
1019	寛仁 3	12	30	
1087	寛治 1	6	29	年中行事
			8 30	大嘗会によって
			10 6	大嘗会によって
			11 2	大嘗会によって
			11 30	大嘗会解斎によって
1106	嘉承 1	5	25	疾疫流行のため
1108	天仁 1	7	25	諒闇終わるがゆえ
			7 28	諒闇終わるがゆえ
1111	天永 2	6	30	

の他は、齋宮の決定の際に「同_レ尋常二季儀_ニ。」あるいは「臨時大祓亦同」などとあって、建礼門や八省院その他の場所については一切言及されていない。

ところが、史料上に見る限り、朱雀門に限定されている形跡は全くなく、特に建礼門に至っては、朱雀門よりも史料上に登場する例数が多いのである。もちろん、この点については史料上の記録頻度だけで判断するのは問題である。すなわち、朱雀門で挙行される大祓の場合、もっとも回数の多いのは、言うまでもなく『延喜式』の規定にある「恒例の6月・12月晦日の大祓」であり、これは恒例の行事であるだけに、記録にわざわざ残されていないものが相当の数に上るはずだから、それを勘定に入れば実際にはその回数は他の場所を相当上回るものと推測されるからである。

しかし、それにしても『延喜式』に全く登場しない諸所が、大祓の場として使用されていることは、10世紀の前中期とされる『延喜式』の成立当時すでに、この大祓の場に関する規定は、現実に施行されている儀式の実態とは一致していなかったことを示しているものと判断せざるを得ない。中でも850年を初見とする建礼門での大祓に関しては、正史であり、しかも『延喜式』の直前に編纂された『日本三代実録』の882(元慶6)年4月22日の記事に、早くも「臨時大祓於_レ建礼門前_ニ行_レ之」とあることは、朱雀門と建礼門との使い分けが、平安朝の初期からすでに当然の事として行われていたことを示唆するものである。

そのことは単に場の問題ばかりでなく、儀式の内容や意味付けについても、『延喜式』の規定から一旦離れて具体的な史料によって検討する必要があることをも意味しているといっていいたいだろう。

以上の問題を念頭に置いた上で、朱雀門に於ける大祓の挙行の理由を検討してみよう。

まず、すでに触れた恒例の6月・12月晦日の大祓だが、この恒例の大祓の記録上の回数は、理由が明示されていなくても、日時のみからそう判断されるものを含めて37例が数えられる。そしてこの恒例の大祓を除く、朱雀門に於ける大祓の理由は以下に述べるが、それらの特徴は、例えば建礼門などに於けるそれに比べると、回数の割合に、その理由の多様度が低いということにある。

① 伊勢神宮関係(10)

齋内親王、太神宮に参らんとす

伊勢・賀茂齋内親王を定む

齋宮群行によって

伊勢齋王卜定によって

② その他の神社・諸祭関係(2)

月次・神今食のため(宮城京邑病苦死喪者多きがゆえ)

穢により諸祭停止のゆえ

③ 大嘗祭関係(23)

大嘗会を行わんがため

大嘗会解斎

大嘗会を停むによって

表 2 C 建礼門に於ける大祓の日時と理由

西暦	和 曆	月	日	理 由
850	嘉祥 3		5 2	侍従を齋内親王を迎えに伊勢に遣わすがゆえ
			7 9	伊勢・賀茂齋内親王を命ずるを以て
			8 5	諸神奉幣、即位の由を告げる使者を五畿七道諸国に遣わすがゆえ
			9 26	伊勢・賀茂・尾張の各神に賀瑞の由を告げる使者を遣わすがゆえ
852	仁寿 2		8 24	伊勢齋内親王、太神宮に参らんとす
858	天安 2		10 8	伊勢齋内親王に迎えを遣わすがゆえ
			10 30	明日、伊勢太神宮使を発せんとす
859	貞観 1		1 10	天下諸社神宝を作り奉るによって
			2 30	明日、奉幣八幡大菩薩使を発すべきを以て
			4 21	触穢の人、御在所に入るを以て
			7 13	明日、諸社幣并財宝使を発せんとするがゆえ
860	貞観 2		8 24	明日、伊勢齋内親王禊をおこなわんとす
861	貞観 3		6 9	伊勢齋内親王装束使を任ずるがゆえ
862	貞観 4		8 18	伊勢齋内親王、太神宮に入るべきを以て
			6 10	宮内省、馬死穢あるを以て
			11 20	触穢の人、神事に携わりし疑いあるがゆえ
863	貞観 5		1 27	災疫を攘わんとす（咳病か）
			4 10	
			9 10	明日、奉幣伊勢太神宮使を発せんとするがゆえ
			10 30	犬、死人骸を神祇官に嚙入れるを以て
865	貞観 7		3 29	
			7 29	武徳殿前に死人あるがゆえ
866	貞観 8		4 11	鼓吹司、人死を以て
			4 21	弁官・大藏省、穢あるを以て
			6 11	穢あるがゆえに、月次・神今食祭を停むるがゆえ
			6 18	（雨乞いと関係あるか）
			7 2	高山祭使を發遣するがゆえ
			11 21	図書寮、人死あるを以て
867	貞観 9		4 10	太政官厨辺の火、宮城近きを以て（火事は4日）
			10 7	去月、穢により伊勢太神宮奉幣使を發せず、明日、發すべきゆえ
868	貞観 10		9 7	伊勢太神宮に使を遣わすがゆえ
870	貞観 12		9 7	伊勢太神宮に使を遣わすを以てのゆえ
			9 11	8日穢により伊勢太神宮奉幣使を停むにより、事の由を申す使を發遣のゆえ
871	貞観 13		11 29	（地震のゆえか）
872	貞観 14		1 20	咳逆病発し死者多し、渤海客の毒氣を攘うため
			2 30	天皇、太皇太后、心喪の限を満つがゆえ
			9 11	太政大臣薨ずるがゆえに伊勢太神宮に奉幣せざるがゆえ
			9 30	（地震のゆえか）
			2 29	春宮庁院、火事によるなり（火事は26日）
874	貞観 16		1 29	右近衛、宮中に病死するがゆえ。来月上旬、神祭あり
			9 10	僧薬仁、紫宸殿中にて没するがゆえ（8月23日）
			11 16	木工寮史生死し、喪家の寮に入り、寮官人内裏に参入す。諸祭みな停廢
			12 11	右近衛府失火穢によって、月次・神今食を停む
875	貞観 17		2 29	（地祭のゆえか）
			12 11	左近衛府人死（6日）、神祇官その穢に染む。月次・神今食を停む
876	貞観 18		2 7	大膳穢、死穢に触れるを以て大原野祭を停むがゆえ（先例に違う）
			4 20	大極殿火災を以て
			6 11	月次・神今食を停む。内裏穢あるを以て
877	元慶 1		9 11	内裏犬死を以て、伊勢太神宮奉幣使を停むがゆえ
			11 16	
878	元慶 2		8 26	伊勢齋内親王、明日野宮に入らんとするがゆえ

西曆	和曆	月	日	理	由
			9	11	10日弁官人死穢あり、伊勢太神宮奉幣使を停むがゆえ
880	元慶 4		9	11	禁中犬死、よって伊勢太神宮奉幣使を發せざるがゆえ
881	元慶 5		2	3	(地震によるか)
883	元慶 7		8	22	24日、伊勢齋内親王野宮に入るべきを以て
			11	16	内裏人死あり、諸祀停廢するを以て
			12	11	月次・神今食祭を停むがゆえか(5日、豊樂院北辺に人死ありしゆえか)
884	元慶 8		2	18	明日、伊勢太神宮に奉幣せんとするがゆえ
885	仁和 1		4	10	8日弁官人死あり、齋内親王紫野院に入るを停止するがゆえ
			9	16	
886	仁和 2		4	6	3日、東宮南門樹下に人死穢あるを以てのゆえ
			9	4	明日、伊勢太神宮奉幣使を發遣するを以て
887	仁和 3		6	14	内蔵寮犬死穢を以て、月次・神今食祭を停むがゆえ
889	寛平 1		9	11	例幣、穢によって停止のゆえ
897	寛平 9		7	8	9日、諸社奉幣使發遣のゆえか
898	昌泰 1		6	14	京中諸国疫癘盛ん、并26日仁王会のことによる
901	昌泰 4		2	11	
915	延喜 15		10	16	皁瘡を除かんがため
922	延喜 22		4	21	賀茂祭停止によって
923	延長 1		4	17	前皇太子穢により、賀茂祭停止によって
931	承平 1		2	7	大炊寮犬吠入あるがゆえ
			12	17	法皇心喪、限りを満るがゆえ
938	天慶 1		9	11	伊勢太神宮奉幣使を停むによって
939	天慶 2		5	15	
			9	11	内裏犬死穢により、例幣延引によって
			12	15	13日内裏中重垣(糸所)下女死穢あり、諸社奉幣を停むがゆえ
942	天慶 5	閏	3	25	(内裏穢によるか)
945	天慶 8		12	13	豊受宮遷宮により神宝使進発のため
946	天慶 9		2	19	祈年祭、穢によって延引のゆえ
947	天曆 1		4	12	一代一度の大奉幣を伊勢太神宮并京畿七道諸国神社に奉遣するを以て
			8	15	皁瘡を攘除かんがため
			9	11	内裏穢あるによるか
948	天曆 2		9	25	内裏穢あるによるか
949	天曆 3		6	11	月次・神今食祭、中宮職穢内裏に及ぶによって延引のゆえ
			9	11	例幣を奉らざるによって
957	天徳 1		5	14	15日、仁王会によって
959	天徳 3		6	11	月次・神今食、穢によって延引のゆえ
960	天徳 4		2	11	12日、仁王会あるを以て
			6	1	宮中頓死穢あるを以て
			6	11	内裏死穢あるを以て月次・神今食を停むがゆえ
			11	28	内裏造作雜事をはじめるを以て
961	応和 1		10	18	19日、仁王会あるを以て
962	応和 2		9	11	内裏穢氣によって、御幣延引を以て
963	応和 3		9	11	穢により伊勢奉幣停止を以て
964	応和 4		2	4	祈年祭、延引を以て
			2	23	26日、仁王会あるを以て
964	康保 1		7	30	天皇、皇后心喪満つるを以て
			9	5	明日、神宝使發遣を以て
965	康保 2		11	4	去月27日、兵庫焼亡のゆえ
969	安和 2		4	9	謀反・流罪のことによって(安和の変関係か)
970	天祿 1		3	16	20日、一代一度の大奉幣使發遣を以て
			6	11	神今食延引によって
			11	10	11日大神宝使發遣によって

西曆	和曆	月	日	理由	
972	天禄	3	9	11	13日伊勢例幣使進発のゆえ
974	天延	2	8	28	皰瘡を除かんがため
			11	21	伊勢齋王卒去により、太神宮に奉幣するがゆえ
975	天延	3	4	18	19日賀茂祭によって
			7	10	12日仁王会あるによって
976	貞元	1	2	23	桂芳坊犬死穢により19日齋王禊延引によって
			3	5	6日仁王会あるによって
			5	23	去11日、内裏火事によって
			10	19	21日仁王会あるによって
981	天元	4	6	11	内裏穢により月次・神今食延引によって
984	永観	2	9	4	5日伊勢太神宮・賀茂社に奉幣、即位の由を告ぐるによって
			11	13	天変怪異により伊勢以下十一社に奉幣のため
986	寛和	2	7	1	明日、奉幣によって
			9	4	5日、大奉幣使發遣によって
987	永延	1	5	28	
993	正暦	4	8	21	天変并皰瘡によって
			8	25	28日仁王会あるによって
994	正暦	5	4	10	疾疫を消さんがため
995	長徳	1	6	12	月次祭延引によって
998	長徳	4	7	5	疫を除かんがため
1001	長保	3	4	12	疾疫を攘わんがため
1002	長保	4	6	9	内裏木作始なり
			9	6	7日、伊勢外宮遷宮神宝使發遣によって
			10	3	6日仁王会あるを以て
1004	寛弘	1	3	15	16日仁王会あるがためか
1016	長和	5	3	7	明日、即位を告げる奉幣使を京畿七道諸国に發遣するがゆえ
1025	万寿	2	9	11	伊勢例幣延引による（8月5日尚侍嬉子の死によるか）
1028	長元	1	2	29	入道禅下心喪終わるがゆえ
1087	寛治	1	6	29	年中行事大祓
1103	康和	5	2	4	祈年祭停止によって（女御茨子卒去により）
1105	長治	2	12	14	神今食延引によって
1106	嘉承	1	5	25	疾疫流行のため

④ 服喪関係 (13)

後太上天皇の服を除かんがため初めて吉礼に就く

帝、公除、百官吉服

心喪礼終わり、初めて常儀に従う

諒闇終わるによって

⑤ 触穢の祓 (2)

穢に触れる人、禁中に入るをもって

死穢により（但し、建礼門の代用）

⑥ 災疫の祓 (9)

咳病 (?)

皰瘡を除かんがため

天変并に皰瘡によって

疾疫を消さんがため

⑦ 謀反・流罪関係（1）

罪人を配流するをもって

上記の中で⑥の災疫あるいは砲瘡を除くための大祓の場合、記録に残っているのは、

- 863. 1. 27（咳病か）
- 915. 10. 16（砲瘡）
- 947. 8. 15（砲瘡）
- 974. 8. 28（砲瘡）
- 993. 8. 21（天変并砲瘡）
- 994. 4. 10（疾疫）
- 998. 7. 5（疾疫）
- 1001. 4. 12（疾疫）
- 1106. 5. 25（疾疫）

の各年であるが、この砲瘡あるいは疾疫を除くための祓の場合は、ここに記録されているすべての例が、いずれも単に朱雀門1ヶ所だけでなく、建礼門と紫宸殿などの天皇の居所を合わせた3ヶ所で行われている点が、顕著な特徴である。

次に表2Cの建礼門の場合を検討しよう。

先に触れたように、原則的には臨時の大祓が建礼門という使い分けになっていたようで、従ってその挙行理由も多様になるわけだが、個別に見ると多様なようでも、巨視的には、以下のように、いくつかの傾向性に大分類できるのである。

① 伊勢神宮関係（34）

齋内親王を迎えに侍従を伊勢に遣わす

伊勢・賀茂齋内親王を命ずる

伊勢・賀茂・尾張の神に賀瑞の由を告げる使者を遣わす

伊勢齋内親王，太神宮に参らんとす

奉幣使の派遣

伊勢齋内親王，禊を行う

伊勢齋内親王，装束使を任ず

穢によって，奉幣使を停む

齋内親王，野宮に入る

弁官人死あり，齋内親王紫野院に入るを停止す

豊受宮遷宮により，神宝使発遣

桂芳坊犬死穢により，齋王禊延引により

② その他の神社・諸祭関係 (38)

奉幣并即位の由を告げる使者を五畿七道諸国に遣わす
天下諸社の神宝を作る
奉幣八幡大菩薩使の派遣
諸社奉幣并財宝使を發遣す
穢あるがゆえに、月次・神今食を停む
高山祭使を發遣す
大膳職死穢により、大原野祭を停む
触穢の人、神事に携わりし疑いあり
内裏人死あり、諸祀停廃す
月次・神今食を停む
穢によって例幣を停む
天変怪異により諸社奉幣のため
賀茂祭停止により
前皇太子穢により、賀茂祭停止のゆえ
祈年祭、穢によって延引のゆえ
例幣を奉らず
賀茂祭によって

③ 仁王会関係 (10)

④ 服喪関係 (4)

天皇、太皇太后の心喪の限り満つるがゆえ
法皇の心喪限りを満つるがゆえ
天皇、皇后の心喪満つるがゆえ

⑤ 触穢の祓 (16)

触穢の人、御在所に入る
宮内省、馬死穢あり
犬、神祇官に喰入す
武徳殿前に死人あり
鼓吹司、人死あり
弁官・大蔵省、死穢あり
凶書寮、人死あり
右近衛、宮中に病死す
僧葉仁、紫宸殿中にて死す
木工寮史生の死穢、内裏に及ぶ

東宮南門樹下に人死穢あり

大炊寮犬喰入あり

宮中、頓死穢あり

⑥ 災疫の祓（15）

咳病（？）

咳逆病発し死者多し、渤海客の毒気を攘う

京中諸国、疫癘盛ん、并に仁王会のことによる

皰瘡を除かんがため

天変ならびに皰瘡によって

疾疫を消さんがため

地震のため（？）

⑦ 火事の祓（5）

太政官厨辺の火、宮城近きがゆえ

春宮庁院、火事による

大極殿、火災のゆえ

兵庫、焼亡のゆえ

内裏、火事のゆえ

⑧ 謀反・流罪関係（1）

謀反・流罪のことによって

⑨ 造作・造営関係（2）

内裏造作雑事を始めるを以て

内裏木作始なり

なお上記の他に、年中行事大祓のために行われたのではないかと推測される例が1例だけ存在するが、史料的に疑問が残るので保留した。

次に表2 Dの八省院の場合を検討する。八省院、それも特にその東廊を用いて行われるのが通例だったと考えられる大祓の場合、年代表から一目瞭然のように、859年初出の時を除けば、大祓の場として一般的に用いられるようになるのは、10世紀の中半過ぎからのことだという点が特徴である。

幸いこの初出史料には、「雨に事行うがゆえに東廊を用う」とあるので、この記事から、本来八省院に於ける大祓は、雨天に於ける他所、それもおそらくは建礼門の代用だったのではないかと推測される。ただ、始源としてはそうであったとしても、大祓の場として固定化するにつれ、特定の目的のための使い分けが行われるようになっていったとも考えられる。因みに八省院を大祓の場とする際の理由は次のようになっている。

表 2 D 八省院（東廡）に於ける大祓の日時と理由

西暦	和 暦	月	日	理 由
859	貞観 1	9	30	大嘗会がため（雨に事行うがゆえに東廡を用う）
957	天徳 1	6	11	月次・神今食、内裏穢氣并御錫紵により延引のゆえ
964	応和 4	2	4	祈年祭延引による
967	康保 4	6	11	月次・神今食、先帝穢中により停止するを以て
975	天延 3	12	28	伊勢斎内親王御禊、遂行せざるを以て
977	貞元 2	3	2	5日仁王会あるによって
978	天元 1	2	7	祈年祭延引によって
979	天元 2	6	11	月次・神今食延引によって
982	天元 5	4	9	造営あるべきを以て
		4	23	内裏作物所板敷下犬死穢あるを以て
989	永祚 1	6	28	太政大臣薨により臨時奉幣延引するがゆえ
		12	8	大原野祭停止による
993	正暦 4	3	4	6日仁王会あるがゆえ
		5	14	17日仁王会あるがゆえ
		10	22	内裏穢により大原野社行幸停止するがゆえ
994	正暦 5	2	21	24日仁王会あるがゆえ
		4	25	京中疾疫停らざるがゆえに、27日伊勢并諸社奉幣使を立つるがゆえ
		5	13	15日仁王会あるがゆえ
995	長徳 1	2	7	9日仁王会あるがゆえ
997	長徳 3	5	5	8日仁王会あるがゆえ
999	長保 1	9	11	内裏穢により伊勢例幣延引のゆえ
1001	長保 3	3	10	仁王会のため
		11	28	18日内裏焼亡によって
1003	長保 5	2	25	石清水行幸によって
		9	17	19日仁王会あるがゆえ
1005	寛弘 2	8	20	21日仁王会あるがゆえ
1007	寛弘 4	3	2	6日仁王会あるがゆえ
		7	12	14日仁王会あるがゆえ
1009	寛弘 6	2	24	25日仁王会あるがゆえ
		9	26	29日仁王会あるがゆえ
1016	長和 5	3	7	明日、即位を告げるため京畿七道諸国に奉幣使を立てるがゆえ
1017	寛仁 1	6	11	太后崩により月次・神今食を停止するがゆえ
		10	2	一代一度の大神宝使のため
		10	7	8日一代一度の仁王会あるがゆえ
		11	23	25日賀茂社行幸によって
1018	寛仁 2	3	2	4日仁王会あるがゆえ
		6	11	内裏穢により月次・神今食延引のゆえ
		6	26	27日仁王会あるがゆえ（炎早によるか）
1019	寛仁 3	3	14	仁王会あるがゆえ
1020	寛仁 4	2	22	仁王会あるがゆえ
		12	16	18日仁王会あるがゆえ
1021	治安 1	10	13	14日春日社行幸あるがため
1026	万寿 3	10	19	22日仁王会あるがゆえ
1027	万寿 4	2	23	26日仁王会あるがゆえ
1028	長元 1	12	10	11月29日内裏中院辺りに於て竊盗射殺され、穢あるがゆえ
1029	長元 2	2	29	閏2月1日仁王会あるがゆえ
1032	長元 5	3	8	11日仁王会あるがゆえ
1033	長元 6	3	20	仁王会あるがゆえ
1095	嘉保 2	9	7	伊勢神宝のことによる
1097	承德 1	3	1	行幸のため（春日行幸か）
1098	承德 2	8	28	29日仁王会あるがゆえ
1105	長治 2	閏 2	15	17日仁王会あるがゆえ
1107	嘉祥 1	5	25	仁王会あるがゆえ
1118	元永 1	3	18	仁王会あるがゆえ

① 伊勢神宮関係（4）

伊勢斎内親王御禊，遂行せざるがゆえ
内裏穢により，伊勢例幣延引のゆえ
伊勢神宝のことによる

② その他の神社・諸祭関係（11）

月次・神今食，内裏穢気并に錫紵により延引のゆえ
祈年祭，延引のゆえ
月次・神今食，先帝穢中により停止するを以て
太政大臣薨により臨時奉幣延引のゆえ
大原野祭停止による
京中，疾疫停らざるがゆえに，伊勢并に諸社奉幣使を立つるがゆえ
即位を告げるため京畿七道諸国に奉幣使を立つるがゆえ
太皇太后崩により，月次・神今食停止のゆえ
一代一度の大神宝使発遣のため

③ 大嘗会関係（1）

大嘗会を行わんがため

④ 行幸関係（5）

内裏穢により，大原野社行幸停止のゆえ
石清水社行幸によって
賀茂社行幸によって
春日社行幸あるがため

⑤ 仁王会関係（29）

仁王会を行わんがため
一代一度の仁王会あるがゆえ

⑥ 触穢の祓（2）

内裏作物所板敷下，犬死穢あるを以て
内裏中院辺りにて竊盗射殺され，穢あるを以て

⑦ 火事の関係（1）

内裏焼亡のゆえ

⑧ 造作・造営関係（1）

造営あるべきを以て

以上のように分類されるが，中でも顕著なのは仁王会の際の大祓に使用されることが，極めて多い点で，引例総数54の内，29例と過半数を数えることができる。仁王会に関しては建礼門も大祓の場として用いられている例がいくつかあるが，時期的には957年から（898年の場合は疫癘の祓と兼ね

表 2 E その他の場に於ける大祓の日時と理由

西暦	和 暦	月	日	祓 の 場	理 由	
856	斉衡	3	11	23	新成殿前	
857	天安	1	10	29	冷然院南大庭	奉幣八幡大菩薩使の進発による
858	天安	2	4	10	冷然院南路	諸名神社奉幣帛之使を遣さんがため
			5	29	南大庭	
863	貞観	5	1	27	御在所	災疫を攘わんとす(咳病か)
866	貞観	8	閏 3	22	会昌門前	応天門, 火事を以てなり
868	貞観	10	2	13	会昌門前	応天門を作りはじめ, 斤斧を下すによって
915	延喜	15	10	16	紫宸殿大庭	疱瘡を除かんがため
947	天曆	1	8	15	紫宸殿	疱瘡を攘除かんがため
974	天延	2	8	28	紫宸殿前庭	疱瘡を除かんがため
993	正暦	4	8	21	紫宸殿	天変并疱瘡による
994	正暦	5	4	10	南殿	疾疫の難を消さんがため
998	長徳	4	7	5	紫宸殿前	疫を除かんがため
1001	長保	3	4	12	南殿	疾疫を攘わんがため
1009	寛弘	6	4	15	織部司南門	内裏穢によって(吉田祭)
1016	長和	5	1	30	大庭	(2月1日, 即位を太神宮に告げる奉幣使を發遣するがゆえか)
1106	嘉承	1	5	25	南殿前庭	疾疫流行のため
1107	嘉承	2	12	30	西中門腋廊座	西中門を以て承明門に擬すなり(晦日祓か)
1111	天永	2	2	7	高陽院	行幸大祓

ているので除外) 1004年の間に10回ほどで、特に11世紀に入ってからはずべて八省院に限られていると見ることができる。

最後に表 2 E に挙げた、以上の分類に入らない場所に関して、個別に検討を加えたい。

ここに登場する諸所を、場所名のみ記録されている通りの名称で列記すると下記のようになる。

新成殿前・冷然院南大庭・冷然院南路・南大庭(冷然院南大庭と推定される)・御在所(*)・会昌門前・会昌門前・紫宸殿大庭(*)・紫宸殿(*)・紫宸殿前庭(*)・紫宸殿(*)・南殿(*)
・紫宸殿前(*)・南殿(*)・織部司南門・大庭・南殿前庭(*)・西中門腋廊座・高陽院

それぞれの場所の使用された年次ならびに目的については、表を参照してもらいたい。中でも*印をつけたものは、すでに述べたように、すべて、疱瘡・疾疫の祓の際の祭場であって、単独ではなく朱雀門・建礼門とのセットで行われているものである。

そして、この場合にはその場所で行われる独自の理由があったと推測されるが、それ以外の場合には、次に説明するように既に挙げた大内裏内の朱雀門・建礼門・八省院の3ヶ所に対し、おそらくいずれも臨時に、それも多分は内裏の火災などにより天皇の居所が移動していたために用いられたものであることが、史料上から推定できる。

まず856~858年の新成殿前・冷然院南大庭・冷然院南路・(冷然院)南大庭は、文徳天皇が冷然院を居所としていた時期であり、次に1009年是一条天皇が一条院を居所としていた時期、1111年は鳥羽天皇が高陽院に居た時期にそれぞれ符合し、大祓の場もその近辺であるから、大祓の場の移動の

表 3 祓の場別、祓理由一覧

理 由	五畿七道	朱雀門	建礼門	八省院	その 他
(6月・12月晦日祓)		37	(1)		(1)
伊勢神宮関係	2	10	34	4	1
その他の神社・諸祭関係		2	38	11	3
大嘗祭関係	2	23		1	
行幸関係				5	1
仁王会関係			10	29	
服喪関係	3	13	4		
触穢の祓		2	16	2	
災疫の祓		9	15		9
火事の祓			5	1	1
謀反・流罪関係		1	1		
造作・造営関係			2	1	1
総 計	7	97	126	54	17

理由は説明がつく。

問題があるのは、1016年と1107年との場合であるが、前者の時期には後一条天皇は藤原道長の上東門第にいたと推定され、この史料にある「大庭」が果たして内裏の大庭なのかあるいは上東門第の中のある場所をさすのか明確でないが、上東門第内のある場を指している可能性は高いと考える。1107年の場合も鳥羽天皇は12月9日に六条内裏に移っており、この記事の「西中門腋廊座」はやはり六条内裏のそれと考えられないことはない。仮にこの推定が共に誤りだったとしても、いずれにせよ大祓の場の移動が、天皇の居所の移動に伴うものであることは、共通するものである。

そして最後に、これらに一致しない866・868年の会昌門の例は、応天門の火事とその再建とに関連して行われたことがはっきりしているのだから、朝堂院の建物の中で応天門のすぐ内郭にある会昌門が、大祓の場となったことは、特段の説明を要しないのではあるまいか。

以上によって、平安期に於ける大祓の場の種類と、その挙行目的に就いての分類を終わる。分類の結果を表にまとめたのが表3である。これがどのような理由で使い分けられ、また何故そのような場が選択されたのかなど、分析すべき課題は多く、単に表を一見しただけで指摘できる点もあり、筆者としてもいくつかの点に関してはすでに成案を持っているが、すでに紙数も尽きたのですべては後考に譲らざるを得ないことをお断りして、擱筆することとする。

(1989. 9. 30)

(自営業、中央大学・神奈川大学非常勤講師)